

フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開 (一)

柳, 春生
九州大学産業労働研究所教授

<https://doi.org/10.15017/1614>

出版情報 : 法政研究. 37 (1/2), pp.1-28, 1971-01-31. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開(一)

柳 春生

はしがき

典型的なブルジョア革命としての意義をもつフランス大革命は、多くの憲法学者によっても憲法学的研究の対象とされて、近くは「フランス革命の研究」のなかで樋口謹一氏による緻密な研究がおこなわれ、最近では杉原泰雄氏、高野真澄氏によって真摯なる力作が発表された。しかしながら、フランス大革命は、たんなるブルジョア革命たるにとどまらず、革命の推進力がつねに民衆であったという意味でアルベール・ソブール教授のいわゆる人民革命たる強い特質をもつのであり、したがってこの民衆運動、すなわちサン＝キュロット運動とその意識を豊富なる資料をもつて追求・分析したソブール教授の大著「共和暦第二年におけるパリのサン＝キュロット」(一七九三年六月二日よりテルミドール九日にいたる民衆運動と革命政府、一九五八年)、及びワルター・マルコフ教授におけるジャック・ルーの研究の如き国際的研究の成果を汲みつくしてゆく研究方法こそが今後に期待されるのである。そうみるとき、井上すず氏の力作「ジャコバン独裁の政治構造」(国家学会雑誌「第八二巻、三一四号、五一六号、九一十号」)は、原資料をもって民衆運動における代表観念の分析をなした点において、これまでの研究における欠陥をよく克服したと

いえよう。私の研究は右のような問題意識をもってフランス大革命の憲法における人民主権の理念の展開過程を追求するものであるが、それは同時に、社会主義国家の法にかんする私の研究にとっても端著となりうるものである。なお、この研究は分割して発表するので、この稿は一七八九年八月「人権宣言」までを叙述する。

第一章 ルソーにおける直接民主政の思想構造

ルソーは、「社会契約論」において、ホッブスと同じように契約による国家の成立を説明するのであるが、ホッブスにおける国家論の矛盾——主権者は一方では国家の構成員としての臣民に対立し、また他方では彼らの代表者であるという内的矛盾——を克服して、直接民主政の理論を提起した。

ホッブスによれば、人々は、万人に対する万人の闘争となる自然状態を止揚し、自己の生存を保障する自然法を守るためには、彼らのすべての力をひとりの人もしくは一つの合議体に譲渡し、それによって一つの公権力（common power）を創設することが必要であることを、相互に信約する（covenant）にいたる。そして、その方法としては、彼らすべての意志を多数決をつうじて一つの意志とする。⁽¹⁾ こうして、このひとりの人もしくは合議体は、すなわちこの一人格は、主権的な力と権利とをもつ主権者（sovereign）に転化し、万人は主権者の意志に服従する。しかし、ホッブスによれば、この主権者は、他者、すなわち信約をなした人々＝群集（multitude）の人格を担い、表現するところの代表（representative）とみられている。それゆえに、⁽²⁾ 平和と安全にかんする代表者の意志と行為とは、本人（author）たる群集のそれに帰属し、こうして、このひとりの人もしくは合議体は、すなわちこの一人格は、主権を授与された主権者として権威づけられ（authorize）る。そして、この主権者による群集の「真の統一」（a real unity）⁽²⁾ が、国家（Commonwealth）とよばれる。このように、ホッブスの国家論には、この一人格（ひと

りの人もしくは合議体)が、一方では「臣民」(subject)、すなわち人民に対立する、外的な、主権的権力をもつ「主権者」であるとともに、他方では人民の代表者として民主的衣装をもつ、という点に内在的矛盾がみられる。ルソーの国家論は、契約による国家の成立を論ずるなかでホッブスにおけるこのような二元的矛盾を克服する。それは、つぎのように構成されている。

自然状態において生存にたいする障害に直面した各個人は、社会契約によって、自己とすべての権利とを共同体(communauté)に全面的に譲渡し、同時にこの共同体の不可分の構成員に転化する、そしてその全体が人民(people)と称ばれる。人々の力の結合によって創出されたこの共同体は、公的な人格、すなわち統一を賦与された「一つの精神的で集合的な団体(un corps moral et collectif)⁽³⁾」として国家(État)、主権者(souverain)と呼ばれ、そしてこの国家、政治体(corps politique)の意志が一般意志(volonté générale)と称ばれる。一般意志は、つねに正しく、公共の利益(publique utilité)を追求する。⁽⁴⁾そして、この一般意志によって指導される、国家の構成員∥市民(citoyen)に対する絶対的な権力(pouvoir absolu)が、主権と称ばれる。⁽⁵⁾それゆえに、主権の本質、すなわち淵源はこの一般意志にある。⁽⁶⁾だが、一般意志を定立しうるのは、国家を構成する人民(people)であるから、一般意志の主体は、現実には人民にほかならない。したがって、「主権は、本質的には政治体の構成員全体(tous les membres corps)に属する。⁽⁷⁾」主権は、公共の福祉(bien commun)という共同体の目的によって制約される。

ルソーは、社会契約の基本的な条項をつぎのように規定している。

「われわれの各々は、身体とすべての力を共同のものとして一般意志の最高の指導のもとにおく。そしてわれわれは、各構成員を、全体の不可分の一部として、ひとまとめとして受けとるのだ。⁽⁸⁾」

この意味にかんして、内井惣七氏は、「社会契約によって、一般意志に権力（立法）の授権あるいは委託が行われる。⁽⁹⁾」と解されているが、むしろ授権の対象となるのは、人民の統一した力、すなわち「公共の力」(la force publique, la force commune)としての「精神的で集合的な団体」それ自体ではないだろうか。そして、一般意志はこの力を規定する原動力、または指導力とみられている。それゆえに、主権は、たんなる実力でなく、力と正しい意志との統一として把握されている。すなわち、主権はみづからの正当性を一般意志の真实性からうけとる。それゆえに、「主権とは一般意志の行使 (l'exercice) にはかならない。⁽¹⁰⁾」すなわち、一般意志の実現が、主権的権力の措定となる。同時に、一般意志は、この主権的権力によって保障される。⁽¹¹⁾ 主権の本質は一般意志であるから、主権は、不可分、不可譲である、同様に、それは、代表されえない。⁽¹²⁾

さらに、一般意志の決定は、意志のなんらかの対象にかんする決定であるから、一般意志とひとしく、その対象もまた普遍的でなければならない。「とりきめの対象となるものは、とりきめをする意志と等しく一般的である。⁽¹³⁾」そして、この普遍的な対象にかんする一般意志の宣言は、主権的行為として、法律の制定となる。⁽¹⁴⁾ 法律は、一般意志の客観的表現である。「共同の利益の対象にかんする一般意志の公的かつ厳粛な表明が法律である。⁽¹⁵⁾」それゆえに、立法権力は人民全体にのみ属する。⁽¹⁶⁾ しかし、人民の一人一人が一般意志の普遍的対象を認識することはできない。それゆえに、立法においては、人民を啓蒙して、一般意志の認識に導く、卓越せる知性の人、立法者 (législateur) が必要とされる。その意味で、立法者はたんなる憲法、法律の起草者ではない。⁽¹⁷⁾

ルソーにおける直接民主政の思想構造はこのように表現されている。とはいえ、ルソーは、「ポーランド政府論」においては、代議制度を止むをえないとみているが、しかし、それは、近代的な代表制として認めたのではなく、代議員は選挙人の指令にしたがい、その行動について選挙人に報告する、という制度のみを肯定しているにすぎない。⁽¹⁸⁾ そ

れゆえに、ルソーは、イギリスの代議制の批判に立脚して、人民の代議士 (deputé) は、人民の代表者 (représentant) ではなく、人民の受任者 (commissaire) にすぎない、彼等は法律を制定する権限をもちえない⁽¹⁹⁾、「人民がみずから承認したものでない法律は、すべて無効であり、断じて法律ではない。」⁽²⁰⁾と結論する。そして、法 (loi) (一般意志) によって統治される国家の体制が共和政 (république) であり、それは、正統な政府 (gouvernement légitime) を意味する⁽²¹⁾。

このように、ルソーによれば、立法権 (la puissance législative) は一般意志の宣言であるから、主権的な行為であり、したがって人民に属する。しかるに、法律の執行は、人民の主権的意志 (volonté suprême) を前提し、それを個別的对象に適用する、個別的行为 (acte particulier) であるから、⁽²²⁾執行権は主権的行為とはみられえない、したがって人民に属しない。⁽²³⁾主権者 (人民) は、統治者として、執行権 (la puissance exécutive) を彼の代行者 (agent) たる、政府の執政官 (magistrat) に委任する。彼は、「主権者から委託された権力を主権者の名において行使する。」⁽²⁴⁾しかし、執行権は代表としての権威をもちえない。⁽²⁵⁾すなわち、この委任は権力の譲渡ではない。なぜなら、「主権者は、この権力をすぎなときに制限し、変更し、取りもどすことができる。」⁽²⁶⁾「執行権を委託された人々 (depositaires) は、決して人民の主人ではなく、その吏員 (officier) である。人民は好きなきに、彼らを任命し、解任することができる。」⁽²⁷⁾政府は、主権者たる人民にたいして責任を負う。

ルソーは、立法権と執行権とを意志 (la volonté) と力 (la puissance) として、機能において区別するが、⁽²⁸⁾両者の関係を主権的権力 (最高権力) と主権に従属する権力とみて、そこに権威の格差を認めている。⁽²⁹⁾これは、最早、モンテスキューにおけるような権力分立論ではなく、その批判となっている。しかし、それは、同時に、マルクスにおけるような立法と執行との統一の理論としても構成されていない。⁽³⁰⁾

- (1) Thomas Hobbes, *Leviathan*. p. 112. David P. Gauthier, *The logic of Leviathan*. 1969. p. 106.
- (2) Hobbes, *ibid.* p. 112.
- (3) J. J. Rousseau, *Contrat Social*. Garnier. p. 244. 邦訳、三二頁。
- (4) *ibid.* p. 252. 邦訳、四六頁。
- (5) Roger D. Masters, *The political philosophy of Rousseau*. 1968. p. 318.
- (6) 「主権は本質上、一般意志のなかに存する。」 Rousseau, *ibid.* p. 302. 邦訳、一三三頁。
- (7) Rousseau, *Lettres de la Montagne*. (C. E. Vaughan, *The political writings of J. J. Rousseau*. vol. 2. 1962.) p. 201.
- (8) *Contrat Social*. p.p. 243—244. 邦訳、三〇頁。
- (9) 内井惣七「ルソーと自然法思想」(桑原武夫編「ルソー論集」)、六四頁。
- (10) *Contrat Social*. p. 250. 四二頁。なお、中島慎一「ルソーの国家論」、九州帝国大学法文学部十周年記念哲学史学文学論文集、四九頁、五四頁、六〇頁、六四頁参照。
- (11) *ibid.* p. 255. 五二頁。
- (12) *ibid.* p. 250. 四二頁。 p. 302. 一三三頁。
- (13) *ibid.* p. 258. 五八頁。
- (14) *ibid.* p. 251. 四四頁。
- (15) *Lettres de la Montagne*. p. 201.
- (16) *Contrat Social*. p. 259. 六〇頁。 p. 272. 八四頁。
- (17) 内井氏、前掲論文、七二頁参照。
- (18) *Gouvernement de Pologne*. (*ibid.* vol. 2.) p. 450. カレ・ド・マルベールはここに命令的委任の制度をみている。(R. Carré de Malberg, *Théorie générale de l'État*. tom. 2. 1922. p. 206.) 清宮四郎「権力分立制の研究」、二一五頁。高野真澄「フランス憲法における代表民主制の展開」、尾道短期大学「研究紀要」第一五集、一九六六年、一〇頁。杉原泰雄「国民主権の憲法史的展開」、一橋大学「法学研究」6、八四頁参照。なお、ルソーは、「政治経済論」では代表制をみとめ

- ているかのような表現をしているが (ibid. vol. 1. Economie Politique. p. 247. p. 273. 邦訳 三三頁、五三頁) ことでただちに代表制の肯定とは解しえなうであらう。(vgl. Masters. ibid. p. 339.)
- (19) Masters. ibid. p. 339.
- (20) Contrat Social. p. 302. 一三三頁。この点の解釈については Carré de Malberg, ibid. p. 206. (彼は、députéの機能を法律案の準備と解している。)
- (21) ibid. p. 259. 五九頁—六〇頁。
- (22) ibid. p. 251. 四五頁。
- (23) ルソーは、立法権と執行権とが機能的に結合するような統治制度を拒否する。すなわち、「法律を制定する人は、その法律をどのように執行し、どのように解釈すべきかを、誰よりもよく知っている。そこで、執行権が立法権と結合している制度以上に、よい制度はありえないようにも思われる。しかし、……: 区別されねばならぬものが区別されておらず、統治者と主権者が、全く同一人格でしかないので、いわば、政府のない政府をつくっているに他ならぬ。」(ibid. p. 280. 九五頁。vgl. Robert Redslob, Die Staatstheorien der französischen Nationalversammlung von 1789. 1912. ss. 54—55.)
- (24) Contrat Social. p. 273. 八四頁。
- (25) ルソーは、立法権においては人民が代表されえない、しかし、執行権においては人民は代表されうる、と述べている。(ibid. p. 302. 一三四頁) したがって、執行権力は代表されることを認めていると解されるが、しかし、これは、カレ・ド・マルベールが指摘するように、執行権における代表観念を認めたものとは言いがたい。(Carré de Malberg. ibid. 2. p. 206.) すなわち、執行権力の行使は政府に委任されるにせよ、この権力は主権者の判断によって剥奪されうる、政府は主権者に服従する、からである。(vgl. Redslob, ibid. s. 55.)
- (26) Contrat Social. p. 273. 八四頁。
- (27) ibid. p. 306. 一四〇頁。
- (28) ibid. p. 272. 八三頁。p. 280. 九五頁。
- (29) ibid. p. 251. 四五頁。p. 273. 八五頁。vgl. Redslob. ibid. s. 224. Masters, ibid. pp. 338—339. 「ルソー研究」

一四三頁。「執行権は立法権の下位にある。」ルソーは、立法権と執行権とを機能的には区別しつつも、立法権のみを主権の発現として、最高権力 (*l'autorité suprême*) と、執行権を主権に從属する権力と、みている。執行権は立法権に從属する。執行権にかんしては、政府の設立のみは立法権とみられるのに対し、主権者 (人民) が政府の執政官に執行権を委任し、また委任を改廃しうる権力は、彼が統治者として行使する、個別的対象にかんする機能であるかぎり、やはり執行権力とみられており、主権的行為ではない。(Contrat Social. p. 251. 四五頁、p. 254. 五一頁。p. 259. 五九頁、p. 273. 八四頁、p. 298. 一二七頁、p. 300. 一三〇頁、p. 304. 一三七頁、p. 305. 一三九頁。) ルソーは、国家権力の構造を、立法権と執行権との統一でなく、それらの区別のうえに、主権におけるその統一をもって構成した、という点において卓越した理論を提起した。これに対して、マルクスは、パリ・コミューンの経験をつうじて、人民主権の基礎のうえに代表制を肯定し、最高権力としての立法権と執行権との統一の理論をもって、革命権力の構造を一元論的に構成した。

(35) vgl. B. П. Волгин, Развитие общественной мысли во Франции в XVIII веке. 1958. c. 238. ルソーは、立法権のみが主権の実現とみて、最高権力とみる。(vgl. Contrat Social. p. 298. 一二七頁。p. 304. 一三七頁。) 執行権はこれに從属する、下位の権力とみられている。(ibid. p. 251. 四五頁、p. 300. 一三〇頁。) しかし、主権者たる人民がたとい執行権を行使するにせよ、それは、主権行為ではない。それゆえに、これは、立法と執行との統一の思想とはいいがたい。

第二章 人権宣言と人民主権

ルソーにおける主権在民に立脚する直接民主政の思想は、フランス大革命のなかで近代的代議制度が確立されてゆく過程で、さまざまな思想形態をもって発現し、共和政の樹立とともに、サン＝キュロットによって力強く展開され、またジャコバンの誠実な革命家にも影響していった。

一七八九年六月十七日三身分会 (Etat Généraux) の国民議會 (Assemblée nationale) への改組の宣言は、フランスにおける近代的議會制の端初を示す。

「正当な(国民)代表 (representants vérifiés) のみが国民の意志(vœu national) の形成に協力することができ、かつ正当な(国民)代表の全員がこの議会に所属しなければならぬから、その当然の帰結として、国民(nation)の一般意志を解釈し(interpreter)、表示する(presenter)権限は、この議会に属し、またこの議会にのみ属する。王位(trône)とこの議会とのあいだには、いかなる拒否権(veto)も否定的権能(pouvoir négatif)もありえない。……この議会には、事態の現在の状況においては、国民議会という名称がふさわしい。なぜなら、この議会の構成員は、正当にかつ公式に認められ、資格をあたえられた、唯一の代表である。彼らは、国民のほとんど全体によって直接に送られたものである、最後に、代表は単一にして、不可分である。」⁽¹⁾

代表者は、彼所属の身分の代表ではなく、国民全体の代表とみられた。⁽²⁾そして、このような国民代表の観念は、すでに、シーエス(Sieyès)「第三身分とはなにか」のなかで述べられている。

「(一) 共同体(communauté) は意志をもつ権利を決して失わない。それは、共同体の不可譲な財産である。ただ権利の行使のみを委任する(commettre)にとどまる。……」

(二) 受任者の団体(Le corps des délégués)はこの行使の全権を与えられていない。共同体はその権力のすべてを委託(confier)せず、ただたんに正しい秩序を維持するに必要な部分だけを委託するにすぎない。

(三) したがって、自己に委託された権力の限界を越えることは、受任者団体の権限ではない。⁽³⁾

シーエスは、さらに、代表的な共同意志(volonté commune représentative)、代表者団体(corps des représentants)とも表現している。⁽⁴⁾それゆえに、彼によれば、「国民(nation)はすべてに優先して存在し、あらゆるものの源泉である。その意志はつねに合法(légale)であり、その意志こそ法(loi)そのものである。それに先立ち、その上にあるものとしては、唯ひとつ、自然法があるにすぎぬ。」⁽⁵⁾国民とは、彼によれば、一つの共同体である。「国民^{ナシオン}

とはなんであるか？ 共同の法律のもとに生活し、同じ立法機関 (Legislature) によって代表される結合体 (un corps d'associés) である。⁽⁶⁾」しかし、その実体は、第三身分である。彼はこの見地にたつて、代表理論をつぎのように構成する。

「第二の關係においては、第三身分は国民である。この資格においてその代表者は完全な国民議會を構成する。彼等は、国民の権力全体 (tous les pouvoirs) をもつ。彼等は、一一般意志の唯一の受託者 (depositaires) である……。」⁽⁷⁾

「我々は、国民議會の眞の目的を知っている。国民議會は、市民の個別的な事柄を取り扱うためにつくられたのではない。それは、これらの事柄を全体として、共同の利益 (intérêt commun) の観点でのみ考察するのである。ここからつぎのような自然な結論をひき出そう。すなわち、自己を代表させる権利が市民に属するのは、彼らに共通する資格のためであつて、彼らを区別する資格によるものではない。」⁽⁸⁾

代表とは、共同体たる国民全体の代表という意味である。彼の代表論は、権力の実体 (≡意志) とその行使とを區別し、前者は国民に保持され、後者は代表者に委任される、という論理をもつて構成されている。⁽⁹⁾ 彼は、一七八九年七月二一日憲法にかんする予備討議のなかで、つぎのように述べている。

「それゆゑに、公権力の受任者 (mandataire public) は、その職 (Post) がなんであれ、彼に固有に属する権力を行使するのではない。それは、すべての人の権力である。それが、彼だけに委託 (confier) されるのである。この権力は譲渡されることはできない。なぜなら、意志は譲渡できないし、人々は譲渡できないからである。」⁽¹⁰⁾

彼は、国民代表の觀念を、直接民主主義に対立するものとして提起した。九月七日の會議で彼はつぎのように述べる。

「市民達は、自分たちのなかのある者に、自分の信頼を与えることができる。彼らは、彼らの権利を譲渡しないで、

その行使を委任 (commettre) する。彼らが自分たちよりもよりよく一般利益を認識することができ、又、この点で自分たちの意志を解釈してくれる代表者をお互の間で指名するのは、共通利益 (intérêt général) のためなのである。

法律の制定における市民の権利を行使するもう一つ別のやり方は、市民自ら直接に法律の制定に協力することである。この直接の協力こそは、真の民主政 (la véritable démocratie) を特徴づけるところのものであり、間接的な協力は、代表制 (le gouvernement représentatif) を指し示す。この二つの政治的システムの間の差異は巨大である。

この二つの法律制定方法のいづれを選ぶべきかは、我々の間では疑いようもない。我々の仲間の市民の大多数は、フランスを統治すべき法律制定に直接に従事することを欲するほどの教育も暇ももたない。⁽¹¹⁾ 「私はくり返しているが、民主政でない国(そして、フランスは民主政であることはできない)では、人民は、^{フイッパル}代表者によってのみ語り行動することができる。⁽¹²⁾」

市民達が代表者・受任者に与えるのは、訓令 (instruction) ではなくて、信頼 (confiance) である。⁽¹³⁾ それゆえに、代表者の意志が国民の意志にはかならない。「フランスは諸邦の集合 (une collection d'Etats) ではなく、不可欠の部分からなる単一の全体 (un tout unique) である。⁽¹⁴⁾」したがって、命令的委任は否定される。これは、カレ・ド・マルベールも指摘するように、フランス革命における資本のイデーである。⁽¹⁵⁾

「バイアージュは、命令的委任を与える権利をもたない。……代議士 (député) は、バイアージュ全体の名において、あるバイアージュによって指名される。代議士は、全国民の代議士である。全市民が彼の委任者 (commetant) である。ところで、一選挙区において当選者が多数の意志に反して少数の意志に拘束されるということが望ましくな

いように、王国の全市民の代議士が全国民の意志に反して一選挙区ないし一地方公共団体の願望のみに耳を傾けることはさらに望ましくない。かくして、代議士にとっては、国民の意志以外に、命令的委任や積極的願望は存在しないし、また存在することができない⁽¹⁶⁾。」

また、トウレ (M. Touret) も、十一月三日の会議で同じ見解を述べている。

「バイアージュやプロヴァンスは、国民の単なる四肢であり、従属的な部分であるから、それらが自己の特殊利益に合致すると信ずるところにしたがって国民の法律の制定を命じたり、それらの特殊な見解を押しついたり、公益を妨害したりすることは許されない。バイアージュとかプロヴァンスの代表は絶対に存在せず、国民の代表のみが存在する⁽¹⁷⁾。」

国民代表制は、歴史的には、旧制度たる三身分会議に比し、近代的といわれるであろうが、しかし、この制度においては、代表者は、選挙人の意志に拘束されないから、国民の統制から独立することになる。それゆえに、代議制の是認のうえに、代表者は委任者たる国民の意志から独立ではなく、それに拘束される、という見解が提起された。ペシオン・ド・ヴィルヌーヴ (Pétion de willeneuve) は、九月五日の会議でつぎのように述べている。

「……すべての受任者 (mandataire) は彼の行為に対して責任をもつ。彼は、彼を承認し、彼を非難することのできる、彼の委任者 (cometant) に服従する。立法府の成員は受任者である。彼らを選んだ市民は委任者である。したがって、これらの代表者 (representant) は、彼らの使命と彼らの権限 (pouvoir) の源である市民の意志に拘束される。」

我々はこれらの受任者と通常の受任者との間に何らの相違をもみいださない。両者とも同じ資格で行動し、同じ責務、同じ義務をもつ。……………

法律は^{ロワ}一般意志の表明^{ヴォロンテ・ゼネラル}であらねばならない。

協同体 (association) を構成するすべての個人は、法律の制定に協力する、不可譲の、神聖な権利をもっている。そして、もし各人がそれぞれ自分の個別的な意志を理解させることができるならば、これらすべての意志の結合が、真に一般意志を形成するであろう。これこそ政治的完成の最終段階であろう。いかなる口実のもとでも、いかなる政府においても、誰もこの権利を奪われてはならない。……………

何故、人民は代表者を選びあうのだろうか。それは、自ら行動することが難しいということが殆んどつねに打ち克ちがたいからである。何故なら、もしこれら巨大な団体がたやすく活動できるように構成されているとしたら、受任者 (délégués) などというものは無用であり、いやそれどころか危険なものであろうから。⁽¹⁸⁾

カレ・ド・マルベールは、これを命令的委任の形式での直接民主政 (gouvernement direct populaire) の主張と⁽¹⁹⁾みる。レゾロープは、代表者の行動にたいする国民の非難権 (Das Rech der Zensur) と解する。⁽²⁰⁾すでに、八月十二日の会議でラボォ・ド・サン・テチェンヌ (Rabaud de Saint—Etienne) は、憲法 (principes de toute constitution) の原則にかんして、人民主権の思想をより鋭く表明している。

「最高権力 (le pouvoir suprême) は、つねに国民^{ナシオン}全体にある。そして、それは、一人あるいは多数者に、あるいは彼らの代表者 (représentant) の全体に、譲渡されることはできない。

国民は、彼の代表者が議決したことを承認し、または拒否する権利をもつ。国民は、この権利の行使を停止することができが、この権利を譲渡することはできない。⁽²¹⁾」

彼は、さらに、政府 (gouvernement) にかんして述べる。

「国民は法律をもつだけでは足りない。彼は法律の執行を配慮しなければならぬ。……………」

国民全体は、また集会した国民は、法律の執行を引きうけることはできない。彼は、彼が執行しえない執行権 (le pouvoir exécutif) を委託 (confier) しなければならない。しかしながら、執行権は、主権的に彼に属する。

主権 (le pouvoir souverain) は国民に属する。国民が委託 (confier) し、又は委任 (déléguer) するすべての権力は、国民から発し、そして国民に対して責任を負う。

国民は法律を制定する権力を委託することはできない。なぜなら、彼は主権者たることをやめるであろうからである。彼は、権力を失ったときは、この権力をとりもどす権利を、および彼の法律を変更する権利を、つねに有する。

彼は、執行権を一人もしくは多数者に委託することができる。

もし、彼がこの権力を一人の人に、すなわち王に委託するときには、この王はその権力を法律にしたがって行使しなければならない。

王の人身は、法律と同様に、不可侵にして神聖である。

もし王が執行権を様々の手に分配するならば、この権力を配分されたすべての者は、国民に対して責任をもつ、なぜなら、国民が主権者であるからである。

権力は、良き秩序と、内部からであれ、外部からであれ、国民の安全のためにのみ、委任される。

国民は、司法の職務を課せられる人々による良き秩序と内部からの安全に対して配慮する。彼らは、すべて法律に対して責任を負う。

国民は、国家の防衛、財産の保全、共同の自由の任務を負う人々による外部からの安全に対して配慮する。彼らは、それらのことで損害をおよぼすときには、罰せられる。

.....
 それぞれのちがった権力は、ちがった人々に委託される。⁽²²⁾

ラボオの見解には、直接民主政と代表制との結合が示されている。⁽²³⁾ 人民は、主権者として、立法権についても、執行権についても、最高権力をもつ。立法権については、彼は、代表者の意志に対する拒否権 (Vetorecht)、および法の改正権をもつ。⁽²⁴⁾ 代表者の意志と国民の意志との一致は、国民が異議を唱えないときにのみ、みられうる。⁽²⁵⁾ したがって、立法は、主権者たる国民に依存する。⁽²⁶⁾ 執行権については、国王に委任されるのであるが、最高執行権は、主権的権力として、国民にある、とみられている。この点については、ルソーの執行権にかんする見解と少々ことなる。彼によれば、主権者たる人民は、政府の行政官を任免しうる最高執行権をもつが、しかしそれは、主権行為とみられず、個別対象にかんする行政の権能とされている。ラボオにおいては、執行権もまた主権の発現とみられている。全権力は、最終的には主権者 (国民) に帰属する。しかし、彼の見解には重大な矛盾が内在している。すなわち、執行権の受任者たる王は神聖・不可侵とされ、ただ王の委任によって執行権の行使を配分される行政官のみが主権者たる国民に対して責に任ずるにすぎない。したがって、彼の見解は、理念のうえでは人民主権であるが、現実的には立憲君主制の是認となる。

制憲議会 (Assemblée nationale constituante) におけるこのような討議のなかで、八月十七日ミラボオ (Le comte de Mirabeau) は、「社会における人の権利の宣言案」 (Projet de déclaration des droits de l'homme en société) を、五人委員会の草案として提出した。⁽²⁷⁾ 一九条から成るこの草案には、ルソーの思想の影響がみられる。「第二条 すべての政治団体 (tout corps politique) は、各人がそれによって共同にその身体 (personnes) および諸能力 (facultés) を一般意志の最高の指導のもとにおいている、明示あるいは黙示の社会契約の存在を承認する。同時に、その団体は各個人を部分として受容する。」

第三条 国民が服従するすべての権力 (pouvoir) は、国民自身から出ているので、いかなる個人も明示的に国民に

由来しない権力 (autorité) をもつことはできない。

第五条 一般意志の表現である法律は、その対象^{オブジェ}において一般的でなければならぬ、そして、すべての市民に、つねに自由、所有および市民的平等を保障することを目的としなければならない。

第一〇条 公共の事項を協議するために、市民の受任者 (mandataire) に訓令 (instruction) を与えるために、あるいは市民の損害の賠償を要求するために、市民が合法的に集会する権能 (faculté) を、市民の権利をそこなうことなくして奪うことは、できない。

第一九条 軍^{アルメー}の創設は立法府 (legislature) にのみ属する、軍隊の数は立法府により決定さるべきである、軍隊の任務は、国の防衛である。⁽²⁸⁾

ここにはルソー風の人民主権の思想が表現されている。そして、議員は、人民の訓令に拘束される受任者と規定されている。レゾロープは、これを議会に対する人民の統制権 (Das Recht unmittelbarer Kontrolle über das Parlament) と解している。⁽²⁹⁾

しかし、八月二〇日には制憲議会第六部会の宣言案 (Projet de déclaration du sixième bureau de l'Assemblée nationale) が提案され⁽³⁰⁾、そして、その第二四条では権力分立が規定された。「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められないすべての社会は、真の憲法 (une véritable constitution) をもたない。⁽³¹⁾」

そして、二〇日の会議では、ムニエ (Mounier) の提案により、主権にかんしては、「主権全体の原理 (Le principe de toute souveraineté) は、本質的に国民 (nation) に存する。いづれの団体、いづれの個人も、国民から明示的に発するものでない権力 (autorité) を行使しえない。」(第三条) が採択された。二二日の会議では、ド・ボワランドリ (de Boislandry) の宣言案が提案されたが、そこでは代表制が主張されている。「フランス国民は、主権を自身自身で行使するにはあまりに多数であるから、代表者に彼の権力を委任しなければならない。」(第四七条)⁽³²⁾ しかし、

立法権については、「法律は一般意志の表明である。すべての市民は、自身でまたは代表者をつうじて、その制定に参与することができる。」(第六条)が採択された。⁽³³⁾さらに、これと関連する条項としては、第一四条「すべての市民は、自身でまたはその代表者をつうじて、租税の必要を確認し、これを自由に承認し、その用途を監視し、かつその額・基準・徴収および期間を定める権利を有する。」第一五条「社会は、すべての公務員に対して、その行政について報告を求める権利を有する。」⁽³⁴⁾があげられる。そして、これらの条項では、直接民主制の原理と代表制の原理とがひとしく肯定され、調整されている、とみるべきであろう。⁽³⁵⁾

それでは、宣言の諸条項——以上の条項に、さらに、第一条、「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、生存する。」第二条、圧制に対する抵抗権をも含めて——に表現されている主権の観念はどのような意味に理解すべきであろうか。

通説は、たんに国民主権と理解している。⁽³⁶⁾高野真澄氏は、主権が全体としての国民(nation)に不可分に帰属する、という国民主権の原理が、ルソーの人民主権論を斥けて、この宣言で確立された、とみられている。⁽³⁷⁾杉原泰雄氏は、宣言における国民主権は、その本質において人民主権である、とみられる。⁽³⁸⁾樋口謹一氏は、国民主権にせよ、「封建国家ないし絶対王政の否定としてのブルジョワ革命の性格に規定されて、被治者がすなわち主権者であるという、いわゆる主権在民、広義の人民主権の原則にたつ」⁽³⁹⁾ものと正しく理解されている。だが、人民主権の意義を真に理解するためには、主権にかんする主要なる思想を省察する必要がある。

ジャン・ボードン(Jean Bodin)は、国家論(Les six livres de la République)において、主権(Souveraineté, Maiestas)についてつぎのように規定する。

まづ、「国家(Republique)とは、多数の家族、ならびに家族に共通することからについての、主権的権力

(puissance souveraine) をもつてする、正当な統治 (droit gouvernement) である。」⁽⁴⁰⁾ そして、主権とは、「国家の絶対的な、恒久的な権力 (la puissance absolue & perpétuelle d'une République)」⁽⁴¹⁾、「市民および臣民 (＝法律をもつて服従せしめられる者) に対する最高の、絶対的な権力 (summa in ciues ac subditos legibus que soluta potestas)」⁽⁴²⁾ である。さらに、「法とは、すべての臣民一般にかんする、あるいは一般的なことがらにかんする、主権者の命令である。」 (Loy est le commandemet du souverain touchant tous les subjects en general, ou de choses generales.)⁽⁴³⁾ それゆえに、主権の第一の、主要な特徴 (marque)⁽⁴⁴⁾ たるものは、すべての市民 (臣民) 一般に、また市民 (臣民) 個別的に、法律をあたえる権力たることにある。⁽⁴⁴⁾ しかも、法律を制定し、すべての者に命令するこの権力は、臣民に分ち与えられない。⁽⁴⁵⁾ すなわち、主権は不可分である。それゆえに、「法律を制定・改廃するこの権力のうちに、主権のその他の権利と特徴とはすべて含まれる。したがって、主権の他のすべての権利はこのうちに含まれるから、的確に表現すれば、主権についてはこのただ一つの特徴のみが存在する、⁽⁴⁶⁾ と言うこともできる。」⁽⁴⁶⁾ 主権のその他の権利とは、戦争と平和にかんする権、最高裁判権、高官任免権、課税権、恩赦権、忠誠と服従に対する権、貨幣鑄造権、度量衡基準決定権で、「これらは、主権の真の特徴たるものである。」⁽⁴⁷⁾

このように、ポードンにおいては、主権は、最高の、絶対的な、しかも永続的な権力である。したがって、この絶対的な権力が期限附で一人もしくは複数のものに与えられることがありうるにせよ、彼等は、決して主権者とはいわれえない、この権力を委託された者 (depositaires)⁽⁴⁸⁾ であるにすぎない。⁽⁴⁸⁾ 主権は、君主 (prince) もしくは人民 (peuple) に常に属する。⁽⁴⁹⁾

ルソーは、主権を正統な権力として、この正統性を、主権の淵源をなす一般意志の眞実性に依拠せしめた。主権の属性は、その不可分性、不可譲性にある。主権は絶対的であるとはいえ、一般意志の対象たる公の福祉に限界をもつ。⁽⁵⁰⁾

ボーダンが主権の主要なる徴表を立法権にみたのであるが、ルソーは、立法権のみを主権の発現とみる。立法権は、一般意志の宣言であるかぎり、普遍的な対象にのみ関係をもつ。したがって、ルソーにおいては、ボーダンとことなり、宣戦・講和の権は主権から排除される⁽⁵¹⁾。

しかしながら、なお考察しなければならないのは、主権にかんするマルクスの見解である。それは、ヘーゲルの主権理論に対して提起されたものである。

ヘーゲルは、国家を「即自的かつ対自的に理性的なもの」⁽⁵²⁾ (Das an und für sich Vernunftige) とみる。彼は、国家、所謂政治的国家 (Der politische Staat) の諸権力の分立の観念を批判し、諸権力を区別の統一として規定する⁽⁵³⁾。その意味において政治的国家の諸権力は、立法権 (Gesetzgebende Gewalt)、統治権 (Regierungsgewalt)、君主権 (Fürstliche Gewalt) に区分され、しかもこれらの諸権力は君主権のうちに包摂される⁽⁵⁴⁾。そして、国家の諸権力の統一性の表現こそが、国家の主権 (Souveränität des Staat) である⁽⁵⁵⁾。それゆえに、ヘーゲルは、国家に属する主権は、現実に君主に顕現する、と解して、人民主権を否定した。すなわち――

「主権は国家に属する (zukommen)」、ということが明らかにされていさえすれば、主権は人民 (Volk) にある (residieren)」、⁽⁵⁶⁾ と言ってもよい。しかし、人民主権を君主に現存している主権に対立するものと解するのが、近頃人民主権について語られはじめた普通の意味である。――だがこのような対立においては、人民主権とは、人民という野卑な観念にもとづく、混乱した思想に属するものである⁽⁵⁶⁾。

これに対して、マルクスはつぎのような批判を提起する。

「この『混乱した思想』や『野卑な観念』は、ここではヘーゲルのほうにだけ存在しているのだ。勿論、主権が君主に現存するならば、人民における対立的な主権を語ることは、馬鹿なことである。なぜなら、主権はいかなる二重

の、まして相対立させざる現存をももつことができないということは、主権の概念のうちに存するからである。けれども、

一、問題はまさにこうである。君主のうちに吸収されているこの主権は幻想ではないのか？ 君主の主権か人民の主権か、これが問題なのである。

二、だが、君主に現存する主権に對する人民の主権について論ずることもできる。だが、その場合には、二つの側面に成立する同一の主権が問題なのでなく、一方は君主に現存しうるようなものであり、他方は人民に現存しうるようなものである、二つのまったく相対立する主権概念が問題なのである。それは、つぎのように問うのと全く同じである。神が主権者か、それとも人間が主権者か？たとえ現存する虚偽であろうと、この二つのうちの一つは虚偽なのだ。⁽⁵⁷⁾

ここでマルクスが述べている思想は、君主に属する主権は虚偽であって、人民に属する主権が真正である、ということにある。マルクスは、なお、つぎのように述べている。「しかし、君主が人民の統一 (Volkseinheit) を代表しているかぎり主権者であるならば、彼自身は、ただ人民主権 (Volkssouveränität) の代表者、象徴であるにすぎない。人民主権が君主によって存在するのではなく、逆に、君主が人民主権によって存在するのである。⁽⁵⁸⁾」このように、マルクスは、人民主権を、君主主権を止揚する、したがって、それと本質的にことなる概念として措定する。すなわち、君主主権は、虚偽の、正当性を欠く主権であるにすぎない。⁽⁵⁹⁾

人民主権とは、君主に對立する人民^{ナショナル}（もしくは共同体として表現されるときは国民^{ナショナル}）に正当なる全国家権力は帰属すべきである、という意味に理解される。ルフェーブルは、「主権者は市民の総体、すなわち国民 (nation)」⁽⁶⁰⁾と述べているが、抵抗権と関連せしめている点からみて、人民主権と解される。そしてソブールもまた、この見解を踏襲している。⁽⁶¹⁾さらに、一七八九年八月十一日「特権の廃止にかんする国民議会の法令」(décret relatif à l'abolition

de privilèges) 第一条は、「国民議会は封建制度を完全に廃止する⁽⁶²⁾」と述べている。但し、その最終的実現はジャコバン⁽⁶²⁾の権力のもとでの国民公会による措置をまたねばならなかったとはいえ、この歴史的な布告による旧制度廃止の議決は、フランスに新しい近代的な秩序を創設する事業の、したがって自由の実現の第一歩を意味する。それゆえに、八九年の人権宣言における主権の理念は、本質的には、君主主権の否定・揚棄という意味での人民主権の端著と規定せらるべきであろう⁽⁶³⁾。

だが、国民議会は、また、八月二六日前記第六部会の草案第二四条にしたがい、権力分立の規定を宣言第十六条として採択した。「権利の保障が確保されず、権力の分立 (séparation de pouvoir) が定められないすべての社会は、憲法をもたない。」⁽⁶⁴⁾

これは、権力分立の意味に解されている⁽⁶⁵⁾。同日の会議ではこれにかんする多様な見解、草案が提出され、そこでは、国家の諸権力が区別され、分立されることによって市民の自由が保障される、という意見がとくに表明された⁽⁶⁶⁾。シュヴァイエ・ド・ラメート (Le chevalier de Lameth) は、「権力の分立なくしては、専制政 (despotisme) あるのみ⁽⁶⁷⁾」と述べ、ル・シャプリエは、「市民の自由は相異なる諸権力が規定されることを要求する。」⁽⁶⁸⁾ という案を提出した。しかし、かかる見解に対して、ロベスピエールは、「この条項 (第六部会の草案第二四条―訳者) は、国民議会によって既に採択された多くの他の条項と矛盾しており、人権宣言とは無関係のものである。」⁽⁶⁹⁾ と批判した。彼は、旧制度と絶対王政を変革すべき市民革命の所与の情勢のもとでは、人民主権の原則と権力分立とは矛盾する、と考えたのであろう。すなわち、市民の自由は、諸権力の規定ではなく、本質的には、人民主権の確立、実現にこそ求められねばならない、とみられたのであろう。彼は、後年、一七九三年四月二四日国民公会において、王、貴族、圧制者 (tyrants) は地上の主権者たる人類と宇宙の立法者たる自然に対する反逆せる奴隷である、⁽⁷⁰⁾ と述べ、そして、人

権宣言草案にて、「人民 (Peuple) が主権者である」(第十四条⁽⁷¹⁾)と規定し、さらに、五月十日新憲法にかんする演説のなかで、権力の均衡 (equilibr des pouvoirs) を、「妄想か災いにすぎない」⁽⁷²⁾と批判し、政府の専制にたいする防壁は、人民主権 (souveraineté du peuple) のうちにこそ求められねばならない⁽⁷³⁾と力説した。

関連するが、ヘーゲルは権力分立の原理を正しく認識せんとした。彼によれば、権力分立とは国家の諸権力の絶對的な自立性・または相互的制限というような意味ではない。諸権力は、内的統一性を保ち、しかもこの統一における区別でなければならぬ⁽⁷⁴⁾。すなわち、「国家の諸権力は、それ自身においてたしかに区別されていなければならないが、しかし各権力は、それ自身において一個の全体 (ein Ganzes) をなさなくてはならず、また他の諸契機を自己のうちに含んでいなければならない」⁽⁷⁵⁾。そして、マルクスもまた、「ヘーゲル国法学批判」のなかでヘーゲルのこの見解を「偉大な進歩」と評価し、諸権力は区別されてはいても、相互に有機的に関連しあう、ということを指摘した⁽⁷⁶⁾。ただ、ヘーゲルは、遺憾ながら、この見解を人民主権の見地から展開しえなかった。

しかしながら、J・ベンサムは、人権宣言のこの条項について、「フランスの憲法は、世界でもっとも賞讃すべき憲法であるばかりでなく、賞讃すべき唯一の憲法である」⁽⁷⁷⁾と激賞した。

このように考察するとき、八九年の人権宣言における人民主権は、ただ端初であるにとどまる。なぜなら、君主の存在は是認されていた⁽⁷⁸⁾。人民主権の実現は、共和制をまたねばならなかった⁽⁷⁹⁾。

(1) Archives parlementaires, serie 1. t. 8. p. 127. vgl. Robert Redlob, Die Staatstheorien der französischen Nationalversammlung von 1789. 1912. s. 58—59. 清宮四郎「権力分立の研究」二二頁、長谷川正安「フランス革命と憲法」上、六七頁、参照。

(2) 井上すず「ジャコバン独裁の政治構造」、国家学会雑誌、第八二卷、第三・四号、一九六頁参照。

- (3) E. Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers État?* par E. Champion. p. 66. 邦訳、八三頁参照。
- (4) *ibid.* p. 66.
- (5) *ibid.* p. 67.
- (6) *ibid.* p. 31. 邦訳、二八頁。
- (7) *ibid.* p. 84. 邦訳、一一〇頁。
- (8) *ibid.* p. 88. 邦訳、一一四頁。
- (9) Redslob, *ibid.* s. 122. シーエスは、人権宣言草案においても代表観念を提起している。(深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説(三)」北大法学論集、第十五卷第一号、一二頁参照。)
- (10) Arch. Parl., 8. série 1. p. 260. vgl. Redslob, *ibid.* s. 122.
- (11) Arch. Parl., 8. p. 594. vgl. Carré de Malberg, *Contribution à la théorie générale de l'État.* t. 2. p. 256. Redslob, *ibid.* s. 119—120. なお、宮澤俊義「憲法の原理」、一九八頁—一九九頁。井上すず、前掲論文、一九八頁—一九九頁、参照。
- (12) Arch. Parl., 8. p. 595.
- (13) Carré de Malberg, *ibid.* p. 257. 井上、前掲論文、一九八頁、参照。
- (14) Arch. Parl., 8. p. 593. Carré de Malberg, *ibid.* p. 254.
- (15) Carré de Malberg, *ibid.* p. 254. 宮澤、前掲書、二〇一頁、参照。なお、宮澤氏は、カレ・ド・マルベールに拠ってシーエスのときの言辞を掲げている。「代表者を指名する市民たちは、自分で直接に法律を制定することを放棄するし、また放棄しなければならぬ。すなわち、彼らは、命ずべき個別意志をもたない。すべての支配 (influence)、すべての権力 (pouvoirs) は、彼らの受任者の人身にかんしては、彼に属するが、それだけである。もし彼が意志を指図するならば、それはもはや代表政ではなくて、民主政である。」(Carré de Malberg, *ibid.* p. 257. 宮澤氏、前掲、一九九頁参照。)
- (16) Arch. Parl., 8. pp. 594—595. 杉原泰雄「国民主権の憲法史的展開」(一)、法学研究 6、一四〇—一四二頁参照。
- (17) Arch. Parl., 9. p. 655. 杉原、前掲論文、一四二頁、参照。また、トゥールは、一七九一年八月十一日の会議にてもつぎのように述べている。「人民が選挙区毎に選挙することを義務づけられている場合、各選挙区は、直接に選挙している場

- 合でもあつても、自らのために選挙してはならず、全国民のために選挙してはならない。」(ibid. 29. p. 356.)
- (81) Arch. Parl., 8. pp. 581—582. 井上、前掲論文、一九九—二〇〇頁。なお、ペシオンは、またつぎのように述べる。「この州の代表者はこの州には属しない。彼は国民の人であり、一般的な委任のみをもちうる。」(ibid. 8. p. 581.)
- (61) Carré de Malberg, ibid. p. 253—254.
- (20) Redslöb, ibid. p. 123. p. 125.
- (12) Arch. Parl., 8. p. 406—407. vgl Redslöb s. 125.
- (22) Arch. Parl., 8. p. 407.
- (23) vgl. Redslöb, ibid. p. 127.
- (24) Redslöb, ibid. s. 125.
- (25) Redslöb, ibid. s. 127.
- (26) vgl. Redslöb, ibid. s. 126.
- (27) Arch. Parl., 8. p. 438. なお、八月十七日には司法権にかんする基本法 (Constitution du pouvoir judiciaire) がベルガス (Bergasse) によつて提案されている。(ibid. 8. p. 446.)
- (28) Arch. Parl., 8. p. 439. 「人民ならびに市民権の宣言の諸草案」、山本浩三訳、同志社法学、第七卷、三二一—三三三頁
——三四頁、参照。深瀬、前掲論文(三)、北大法学論集、第一八卷、第三号、六八—七〇頁、参照。
- (29) Redslöb, ibid. s. 125.
- (30) Arch. Parl., 8. p. 461. なお、委員会草案は、第六部会の草案によつて斥けられた。(稲本洋之助「一七八九年の『人および市民の権利の宣言』」、基本的人権³、歴史²、九八頁。ルフェーブル「フランス革命—八九年—」、鈴木泰平訳、二二—六頁参照。)
- (31) L'ancien Moniteur. tom. 1. p. 362—363. この草案にかきつては Arch. Parl., 8. にのせられていない、そしてモニターール第一巻に掲載されている。
- (32) Arch. Parl., 8. p. 469.
- (33) ibid. p. 466.

- (34) 第一四条、一五条ともに、Arch. Parl., 8. p. 487.
- (35) カレ・ド・マルベールは、この第六条にペシオンの前記、すべての個人は法の制定に参与する権利をもつ、という原則が表現されている、とみている。しかし、この条項は、全体としては、ペシオンやラボオにみられる直接民主政の理念とシーエスのような代表制の観念との調整のうえにたっている、とみるべきではなからうか。
- (36) 長谷川正安「フランス革命と憲法」上、五五頁。清宮四郎「権力分立の研究」、二〇七頁。宮沢俊義「憲法の原理」、一九三頁。
- (37) 高野真澄「フランス憲法における代表民主制の展開」、尾道短期大学「研究紀要」、第十五集、八頁。同、「ジロンド・シヤコバン両憲法における人民主権実現の構想」再論、奈良教育大学紀要、人文・社会科学、第一九巻第一号、一二四頁。
- (38) 杉原、前掲論文、一二六頁—一二七頁。氏は、一七九一年憲法においては、人民主権が市民階級のみを反映する国民主権に後退した、と解されている。(同論文、一二七頁、一二八頁以下、参照。)
- (39) 桑原編「フランス革命の研究」、一〇二頁。
- (40) Jean Bodin, *Les six livres de la République*. 1583. (Faksimiledruck der Ausgabe, 1961) liv. 1, chap. 1, p. 1. なお、ラテン語では、「最高権力と理性をもって統治される」と表現されている。(Joan Bodini, *De Republica libri sex*. lib. 1, cap. 1, p. 1.) 「家族に共通することから」とは、私有財産の意味である。
- (41) Bodin, *Les six livres de la République*. liv. 1, chap. VIII, p. 122.
- (42) Bodinus, *De Reypblica*. lib. 1, cap. VIII, p. 113. なお、一六〇六年の英訳では、このフランス文、ならびに、一五八六年にボーダン自ら翻訳したラテン文(右のように若干表現がかわっている)を総合して、主権についてつぎのように表現している。
- 「主権とは、国家における市民および臣民に対する、最高の、絶対的な、恒久的権力である。」(Maestie or Soueraigntie is the most high, absolute, and perpetuall power ouer the citisens and subjects in a Commonweale;) Jean, Bodin, *The six bookes of a Commonweale*. Edited with an introduction by K. D. McRae: 1962. p. 84.
- (43) Bodin, *ibid.* liv. 1, chap. X, p. 216. Bodinus, *ibid.* lib. 1. cap. X, p. 235.
- (44) Bodin, *ibid.* liv. 1, chap. X, p. 221. Bodinus, *ibid.* lib. 1, cap. X, p. 240—241. J. Bodin, *six bookes of a Commonweale*. pp. 159—160.

- (45) Bodin, *ibid.* liv. 1, chap. X, p. 222. Bodinus, *ibid.* p. 242. J. Bodin, six bookes. p. 161.
- (46) Bodin, *ibid.* liv. 1, chap. X, p. 223. Bodinus, *ibid.* p. 243. six bookes. p. 161.
- (47) *ibid.* p. 224. six bookes. p. 162. ボーダンは、ついでに、主権の表徴について、1、立法権以下つぎの八つ、2、戦争と平和にかんする権、3、高官任命権、4、最高裁判権、5、恩赦権、6、忠誠と服従を求める権、7、貨幣鑄造権、8、度量衡基準決定権、9、課税権、をあげぬ。(*ibid.* pp. 224—244. Bodinus, *ibid.* p. 244—265. six bookes. pp. 162—177.)
- (48) *ibid.* liv. 1, chap. VIII, p. 122. Bodinus, *ibid.* p. 123—124. six bookes. p. 84.
- (49) *ibid.* p. 122. liv II, chap. 1. p. 251. six bookes. p. 84. p. 183.
- (50) 野田又夫「ルノーの哲学」(桑原編「ルノー研究」) 四七頁参照。
- (51) Rousseau, *Contrat Social*. liv. II, chap. II, p. 251. 邦訳、四五頁。
- (52) G. W. F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*. G. Lasson. § 257. s. 195.
- (53) *ibid.* § 272. s. 220. Zusatz zu § 272. s. 357. Hegel *Sämtliche Werke*. 10. System der Philosophie. 3. (von Hermann Glockner) §. 541. s. 417.
- (54) *ibid.* § 273. s. 221.
- (55) *ibid.* § 278. s. 226. vgl. A. A. Piontkowski, *Hegels Lehre über Staat und Recht und seine Strafrechtstheorie*. 1960. s. 367.
- (56) *ibid.* § 279. s. 230.
- (57) Marx—Engels *Werke*. Bd. I. s. 229—230.
- (58) *ibid.* s. 229.
- (59) 榊利夫「マルクス主義と実存主義」、三九頁参照。榊氏のいわれていることは、政治学的見地からみれば妥当とみられる。しかし、プロイセン国家の君主の側に現実に主権があったといわれるとき、法学的見地からすれば、その主権は真実に主権であるか、ということが問われなければならない。すなわち、プロイセンの君主の主権は、真実なものか、虚偽のものか、という主権の正当性あるいは規範性が問題視されねばならない。マルクスが「虚偽」と述べるとき、それは、プロイセ

ンの君主の権力は主権というにふさわしい正当性をもつものではない、ということを言わんとしているものと解される。

- (68) G. Lefebvre, *La Révolution française*. 1963. p. 166. 彼は、「一八九年」のなかでも、「権力そのものは共同体から発し、共同体の管理の下に置かれる結果を伴うわけであるが、共同体の管理がなければ人権は、基本的保証を奪われることになる。かようなものが『主権全体の根源は本質的に国民にある。いかなる団体もいかなる個人も明らかに国民から発露しない権力は行使しえない』と第三条によって規定された国民主権の意味である。」(「フランス革命——一八九年——」鈴木泰平訳、二三〇頁—二三二頁。)と述べている。

- (69) A. Soboul, *Précis d'histoire de la Révolution française*. 1962. p. 146. A. Soboul, *Histoire de La Révolution française*. tom. 1. p. 206. ちじく、ソブールは、人民主権の思想の理解においては、「フランス革命史」初版のうちによく表現している。すなわち、「国民の主権が第三条に規定されている。『法は一般意志の表現である。』(第六条) 国家はもはや自らのうちに目的をもたない。自然権ドロ・ナチュレルの享有を市民に確保することが国家の目的にはかならない。もし国家がその義務を怠れば、市民は圧制に抵抗するであらう。」(A. Soboul. *La Révolution française* 1789—1799. 1951. p. 126. 小場瀬・渡辺訳「フランス革命」上、二二八頁。)

- (70) Arch. Parl., 8. p. 397. J. M. Thompson, *French Revolution Documents* 1789—1794. 1933. p. 58. J. M. Roberts and R. C. Cobb, *French Revolution Documents*. vol. 1. by J. M. Roberts. 1966. p. 151. F. M. Anderson, *The constitutions and other select documents illustrative of the History of France*. 1789—1907. 2ed. 1967. p. 11.

- (71) レズロープは、あきらかに人民主権の意味に解している。(R. Redlob, *ibid.* s. 67.) さらに、深瀬前掲論文(二)、北大法学論集、第一五巻、第一号、二頁参照。なお、一七九三年にサン＝キュロットの闘士ヴァルレ(Varlet)は、人権宣言草案のなかで、「七月一四日、この日に輝かしい自由は、屈辱的なバスティーユの廃墟から姿を現わした。」とかれている。

(Déclaration solennelle des droits de l'homme dans l'État social. 1793. p. 3. (Réimpressions))

- (72) Arch. Parl., 8. p. 489.

- (73) R. Redlob, *ibid.* s. 232. I. Duguit, *Manuel de droit constitutionnel*. 4 ed. pp. 158—159. G. Lefebvre, *ibid.* p. 171. 稲本洋之助「一七八九年の『人および市民の権利の宣言』」(基本的人権3歴史2)、九四頁、一〇二頁、参照。稲本氏は、国民主権と権力分立とのあいだに矛盾をみられていないようにである。

- (99) Arch. Parl., 8. pp. 488—489.
- (97) *ibid.* p. 488.
- (98) *ibid.* p. 489. シャプリエは、その後も、九月七日の会議で、「権力の分立 (Séparation de pouvoirs) は絶対に必要である」を主張してゐる° (*ibid.* p. 595.)
- (96) Oeuvres de Maximilien Robespierre. tom. VI. pp. 67—68. vgl. Arch. Parl., 8. p. 489. なお、彼は、「立法権は国民の手にある」を説いてゐる° (Arch. Parl., 8. p. 487.)
- (70) *ibid.* IX. p. 463.
- (71) *ibid.* p. 466.
- (72) *ibid.* p. 499.
- (73) *ibid.* p. 498.
- (74) Hegel, *ibid.* §272. ss. 219—220. Hegel, *System der Philosophie.* 3. von H. Glockner. §.541. s. 417. vgl. A. A. Piontkowski, *ibid.* ss. 362—363. ケーゲルは、権力分立を、最高権力としての立法権と、執行権とが関連していても、相互独立をもちて現存する、という意味に理解してゐる。 (Hegel, *System der Philosophie.* 3. s. 417.)
- (75) Hegel, *ibid.* Zusatz zu§272. s. 357.
- (76) Marx—Engels Werke. 1. s. 210.
- (77) The Works of Jeremy Bentham. Edited by John Bowring. Vol. 2. Anarchical Fallacies ; being an examination of the declarations of rights issued during the French Revolution. p. 520.
- (78) A. Aulard, *Histoire politique de la Révolution Française.* 6. éd. 1926. p. 51.
- (79) サン＝キュロットの闘士ヴァレト (Varlet) は、一七九三年に「人權宣言」草案のなかで、つぎのように述べてゐる。
 「共和制がもつとも勇敢な市民の犠牲のうちに樹立されたときに、我々は主権者となつたのであり、我々の共通の敵共は、国民の全権力 (la toute—puissance nationale) のもとに降伏した。」 (Déclaration solennelle des droits de l'homme dans L'État Social. 1793. Réimpressions de textes rares. p. 3.) このよつて、人民主権は人民権力の法的表現である。